

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501658号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600267号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における昭和52年10月1日から昭和53年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和52年10月から昭和53年7月までの標準報酬月額については、16万円から22万円とする。

昭和52年10月から昭和53年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年10月1日から昭和53年8月1日まで

D厚生年金基金からのお知らせにより、A社B事業所に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違していることを知った。調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社B事業所に係るオンライン記録によると、請求期間の標準報酬月額は16万円と記録されているが、請求期間当時に同社が加入していたD厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額は22万円と記録されていることが確認できる。

また、D厚生年金基金の担当者は、請求期間当時、社会保険事務所(当時)及び当基金への届出は各事業所がそれぞれ個別に行っていたが、届出様式は4枚複写式であり、社会保険事務所及び当基金に対し、同じ内容の届出書を提出していたものと考えられる旨陳述している。

さらに、C社の社会保険事務担当者は、社会保険事務所及びD厚生年金基金への届出について、複写式の届出書を切り離して個々に作成していたとは考えられず、届出書を作成した後に切り離してそれぞれに提出していたものと考えられる旨陳述している。

加えて、D厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録によると、請求者のC社に係る標準給与月額は、請求期間を除きオンライン記録における厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を22万円とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対して提出していたものと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、D厚生年金基金から提出された異動記録により、22万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600075号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600268号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を9万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(9万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600140 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600269 号

第 1 結論

請求者のA社における昭和47年8月1日から昭和48年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和47年8月から昭和48年7月までの標準報酬月額については、9万8,000円から11万円とする。

昭和47年8月から昭和48年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年8月1日から昭和48年8月1日まで

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違していることを知った。請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録においては9万8,000円と記録されているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿においては従前の標準報酬月額から2等級以上の差がないにもかかわらず、昭和47年8月に随時改定され、請求期間の標準報酬月額が10万4,000円と記録されていることが確認できる。

また、B厚生年金基金から提出された請求者に係る標準報酬月額の記録においては昭和47年8月に随時改定され、請求期間の標準報酬月額が11万円と記録されていることが確認できる。

さらに、B厚生年金基金の担当者は、届出用紙については、複写式の用紙を使用していたと回答しているところ、A社の請求期間当時の社会保険事務担当者も、請求期間当時は複写式の届出用紙を使用しており、厚生年金基金に提出した後、厚生年金基金から戻されたものを社会保険事務所(当時)に提出していた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の記録管理は適切に行われていなかったものと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、B厚生年金基金から提出された請求者に係る標準報酬月額の記録から、11万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501868号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600270号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額を認めることはできない。

請求期間②及び④について、訂正請求記録の対象者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、訂正請求記録の対象者のD社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、訂正請求記録の対象者のE社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、訂正請求記録の対象者のF社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、訂正請求記録の対象者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、訂正請求記録の対象者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和33年3月14日から昭和34年3月1日まで
② 昭和35年4月16日から昭和38年5月15日まで
③ 昭和38年5月15日から同年9月16日まで
④ 昭和38年9月16日から昭和39年10月26日まで
⑤ 昭和39年11月2日から昭和42年1月22日まで
⑥ 昭和42年2月1日から昭和44年11月6日まで

⑦ 昭和45年1月8日から昭和46年4月29日まで

⑧ 昭和46年5月1日から昭和52年10月15日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）がA社に勤務した請求期間①、C社に勤務した請求期間②及び④、D社に勤務した請求期間⑤、E社に勤務した請求期間⑥及びF社に勤務した請求期間⑦の標準報酬月額が実際に支給された給与よりも低額で記録されている。

また、C社には昭和35年4月16日から昭和39年10月26日までの期間において、継続して勤務していたはずなのに請求期間③の厚生年金保険の加入記録がない。

さらに、G社には昭和46年5月1日から勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたはずであるのに、請求期間⑧の厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社の事業主は、請求期間①当時の状況を知る者もなく、関係資料もないことから、訂正請求記録の対象者に係る届出及び保険料控除について不明である旨回答している。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る給与明細書等を保有しておらず、A社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間①に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した13人に照会したものの、回答があった8人全員が、同社に係る給与明細書を保有していない上、自身の標準報酬月額と毎月の給与支給額についてほぼ同額又は分からない、覚えていないと回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者に係る記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

請求期間②、③及び④について、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る事業所別被保険者名簿において事業主は3人確認できるものの、いずれの者も既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者に係る勤務実態、届出及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間②、③及び④に係る給与明細書等を保有しておらず、C社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間②、③及び④に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した7人、請求期間②及び③に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した一人、請求期間③及び④に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した二人、請求期間②に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した15人及び請求期間④に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した二人の計27人に照会したものの、同社に係る給与明細書を保有していない上、自身の標準報酬月額と毎月の給与支給額についてほぼ同額又は分からない、覚えていないと回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②、③及び④に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、請求期間③について、上記回答のあった者の一人は、訂正請求記録の対象者は、時期は不明であるが、一度C社を退社し再度入社した旨回答している。

加えて、上記事業所別被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者に係る記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

請求期間⑤について、D社の事業主は、請求期間⑤当時の関係資料はないことから、訂正請求記録の対象者に係る届出及び保険料控除について不明である旨回答している。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間⑤に係る給与明細書等を保有しておらず、D社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間⑤に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した38人に照会したものの、回答があった27人のうち20人が同社に係る給与明細書を保有していない上、自身の標準報酬月額と毎月の給与支給額についてほぼ同額又は分からない、覚えていないと回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間⑤に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者に係る記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

請求期間⑥について、E社の事業主は、請求期間⑥当時の関係資料はないことから、訂正請求記録の対象者に係る届出及び保険料控除について不明である旨回答している。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間⑥に係る給与明細書等を保有しておらず、E社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間⑥に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した3人に照会したものの、同社に係る給与明細書を保有していない上、自身の標準報酬月額と毎月の給与支給額について分からない又は覚えていないと回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間⑥に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者に係る記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

請求期間⑦について、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる事業主に照会するものの、回答が得られないことから、訂正請求記録の対象者に係る届出及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間⑦に係る給与明細書等を保有しておらず、F社に係る事業所別被保険者名簿により、請求期間⑦に被保険者記録が確認できる者のうち連絡先が判明した16人に照会したものの、回答があった8人のうち7人が同社に係る給与明細書を保有していない上、自身の標準報酬月額と毎月の給与支給額についてほぼ同額又は分からない、覚えていないと回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間⑦に係る報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者に係る記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

請求期間⑧について、G社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は昭和52年10月15日に訂正請求記録の対象者を事業主として、任意包括で厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間⑧当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、現在の事業主は、訂正請求記録の対象者の請求期間⑧における勤務実態、届出及び保険料控除について、確認できる資料が見当たらないことから回答できないとしている。

また、G社において経理担当だったと回答している者は、同社に昭和52年7月に入社し、その後、訂正請求記録の対象者である社長から従業員数が規定の数であることから昭和52年10月に社会保険に加入する話があったが、入社してから同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間は、厚生年金保険料を控除されていなかった旨回答している。

さらに、オンライン記録により、訂正請求記録の対象者は請求期間⑧において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦において、厚生年金保険の被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、請求期間③及び⑧において、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500823 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (脱) 第 1600005 号

第1 結論

昭和 29 年 5 月 3 日から昭和 37 年 8 月 15 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 5 月 3 日から昭和 37 年 8 月 15 日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。しかしながら、脱退手当金を請求した記憶はなく、受け取った記憶もないので、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないほか、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、事務処理に不自然さはない。

また、日本年金機構から提出された請求者の請求期間に係る脱退手当金支給整理簿には、上記被保険者原票の備考欄に記載されている番号(*)が受付番号となっており、当該支給整理簿に記載されている金額はオンライン記録と一致している上、裁定年月日(昭和 38 年 10 月 23 日)は支給決定年月日(同年 11 月 27 日)と近接している。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。